

(別紙 1 - 1)

社員の契約手続きに係る不正事案再発防止検討委員会報告書（要旨）

1. 事案の概要

西日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO西日本」という。）の元社員2名が逮捕・起訴され、有罪判決が下された事件は、両名が不正通行抑止用看板設置業務又は廃棄物処理業務の発注に関し、近畿施設サービス株式会社（以下、「X社」という。）が受注できるように便宜を図った見返りとして、各々が現金を要求し、収賄を行った事件である。

2. 委員会による調査結果

(1) A元社員（元関西支社保全サービス事業部付調査役）関係

- ① A元社員は、同支社管内の7事務所が平成25年7月から平成26年7月にかけて発注した、合計19件・約2,180万円の不正通行抑止用看板設置業務について、X社が受注できるよう便宜を図った見返りに、少なくとも71万3千円の賄賂を支社内で収受した。
- ② A元社員は、X社のY社長に対して、見積競争に参加させる他の会社（以下、「協力会社」という。）1～2社を選定させ、Y社長が協力会社に自社の見積額を上回る金額の見積書を作成・提出するように依頼し、X社が受注することを確実にしていた。
- ③ A元社員は、事務所における発注手続きに関しては所掌範囲外であることから、X社に看板の設置業務を受注させるためには、事務所の料金サービス課長がX社とY社長を選定した協力会社を見積業者に選定する必要がある。
- ④ A元社員は、看板設置業務を、手続きが簡素化される少額契約（見積競争）の手続きが適用される250万円以下に分割した上で、Y社長から見積競争に参加させるべき業者名の連絡を受け、各事務所において、これらが見積徴取業者に選定されるという見込みの下で、X社を含む2～3社を料金サービス課長に提示した。
- ⑤ A元社員からの看板設置業務の発注指示を受けて、6事務所の料金サービス課長が、1名を除き（次項⑥を参照）、内規に違反する手続きを行った。
- ⑥ 1名の料金サービス課長は、A元社員による指示が内規違反であることをメールで、関西支社保全サービス事業部のサービス課長らに訴えたが、当該課長は、A元社員に対しては事情を確認したが、上司である保全サービス事業部長その他には報告せず、結果として支社として調査は行われなかったため、A元社員の他の事務所に対する発注指示が止むことがなかった。

(2) B元社員（元大阪高速道路事務所総務課長）関係

- ① B元社員は、組織再編で廃止された事務所の廃プラスチック、机・椅子等の廃棄物処理業務について、大阪高速道路事務所が発注した合計3件・約237万円のうち、X社が2件を直接受注し、残る1件を協力会社の下請けとして受注した。その見返りに、X社のY社長から合計30万円の賄賂を2回に分けて事務所内で收受した。
- ② これらの廃棄物処理は、当初300万円程度と見込まれたため、B元社員は、少額契約（見積競争）の手続きが適用され、仕様書の作成等を必要としない100万円以下に分割して見積書を提出することを、Y社長に指示した。Y社長は、他に協力業者を1者選んで、B元社員に報告し、B元社員はそれらの業者を見積競争に参加させた。

3. 会社への指摘・提言

元社員2名による収賄事件は、A及びBの両社員が賄賂を收受する見返りとして、少額契約の簡易な手続を利用して、本来であれば会社が選定した業者に見積書を提出させて価格による競争を行わなければならないところを、X社に対して、他の見積業者を選定させることにより、受注を確実にさせていたことにある。

このような事態が、社内において相互に監視・牽制機能が働かない中で生じていることその他、社屋内で金銭の授受を許しており、会社の管理監督体制には不備があったことが認められた。

少額契約において、契約までの事務手続が簡素化されていることは、効率的な事業活動からの要請であるが、公共性の高い会社として、公正かつ透明な手続が何よりも重要であり、いかなる理由から犠牲にされるべきではない。

調査の過程において、A元社員から事務所への発注の指示を受けて、6事務所の料金サービス課長が内規に違反する手続を行ったという事実、またA元社員からの指示が内規に違反した契約手続であることを訴えた電子メールが、A元社員の管理監督者に報告されなかったという事実が確認されている。

本件のような不正事犯の再発防止策としては、まず第一に、定められたルールを守った業務遂行を行うことが、不正防止の最良の方策であるとの基本認識に立ち、公共調達の基本原則を守りつつ、具体的かつ実効性のある細目ルールを整えるとともに、少額契約の発注件数を減らすなどの業務効率化を進めるなど、本来執るべき契約手続が遵守されるための改善策を検討する必要がある。また、見積参加者や受注者の偏り、発注規模の適正性（分割発注の有無）などの契約状況から、定められたルールの遵守状況を事後的にチェックする仕組みを設ける必要がある。

本委員会としては、以下のように提言するものである。

【1】コンプライアンスの徹底

今後の再発防止を考えるに当たっては、ルールを守った業務遂行が不正を防ぐ最良の手段であり、会社の信用力を強化するとの自覚を社員1人ひとりに確立するとともに、不正を知った場合には、上司への報告・コンプライアンス窓口への通報が不正の拡大を防ぐのに有効であるとの認識を広めるべきである。

【2】発注者としての綱紀保持

業者との癒着を防止し、不適切な関係を生じさせないような接触ルールをより明確にして、社員に徹底させる措置を講じるべきである。

【3】少額契約手続の改善

① 執行ルールの明確化

発注業務の内容に則して、迅速な業務処理が可能な簡素で透明性のある契約手続を工夫するとともに、複数の契約を集約するなどして、社員の事務負担を軽減するための方策も検討すべきである。その上で、これを守らせる運用を徹底する措置を講じるべきである。

また、見積業者の選定等において、特定の業者にとって有利に働くような運用がなされていないかどうかを事後的にチェックする方策を検討すべきである。

② 監視・牽制の徹底

個別業務の重要事項の具体的な決定・処理が一担当者だけに委ねられることを排し、複数者による判断、マネージメント層による適切な牽制による業務管理、第三者による監視など、業務遂行のあり方がルールから外れることを予防する措置を徹底すべきである。